

空き家バンクの利用登録手順

●空き家情報の提供を希望する方（借り手・買い手）●

①		<p>空き家 情報提供</p>	<p>●市のホームページで空き家情報の提供を行っています。なお、ホームページがご覧になれない場合や窓口にお越しになれない場合は、問い合わせいただければ資料をお送ります。</p>
②		<p>問い合わせ</p>	<p>●空き家情報及び市の情報などに関する問い合わせを、電話、ファックス、メール及び窓口にてお受けしています。</p>
③		<p>空き家バンク への利用 登録</p>	<p>●実際に空き家を見学したい場合は、「空き家バンク」利用登録申込書(様式第7号)へ必要事項を記入し、身分を証明するものの写し(運転免許証等)を添えて、大月市役所企画財政課宛に提出してください。(郵送可)</p>
④		<p>見学・相談</p>	<p>●利用登録後、市と公益社団法人宅地建物取引業協会による空き家の見学・相談を実施しますので事前にお申込み下さい。(※利用登録の期間は、登録した日から当該日の属する年度の翌年度の3月31日までです。)</p>
⑤		<p>物件交渉の 申し込み</p>	<p>●物件の交渉を希望される方は、申し込みが必要となります。物件交渉申込書(様式第12号)及び誓約書(様式第13号)へ必要事項を記入し、申し込んでください。(郵送可)</p>
⑥		<p>物件の交渉</p>	<p>●利用希望の申し込みがあった場合、物件提供者へ市から連絡し、公益社団法人宅地建物取引業協会の仲介により交渉となります。</p>

成立



注1：この制度は、市内の空き家等を賃貸及び売却希望する提供者から物件の提供を求め、市の「空き家バンク」へ登録した情報を、物件を希望する方へ提供を行うものです。
また、本事業は大月市民と都市住民の交流拡大及び定住促進により地域の活性化を図ることを目的として実施しているものです。

注2：市は、売買または賃貸の仲介を行っていません。
仲介行為や賃貸借又は売買契約の締結については、市と業務協定を結んでいる公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会へ依頼をしています。

■お問い合わせ先■

〒401-8601 大月市大月二丁目6-20 大月市役所 企画財政課 地域活性化担当
Tel: 0554-23-5011 Fax: 0554-23-1216 E-mail: kkzaisei-19206@city.otsuki.lg.jp